令和8年度沼津市立片浜小学校いじめ防止基本方針　改定日　令和8年4月3日

いじめ防止対策委員会：校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
（状況により、PTA正副会長・少年サポートセンター・青少年教育センター・学校教育課等の関係機関に委員会参加を依頼する

※ この方針は、P（計画）D（実践）C（検証）A（改善）サイクルで見直すこととする

いじめ未然防止のための取組

安心安全な学級・学校

- □ 人権年間計画をもって人権意識の向上を
- □ 人間関係づくりプログラムから多様性を認め合う人間関係を構築する
- □ 集団での気持ちよい生活のため、誰もが納得できる「片浜小のきまり」を設定する
- □ 学校での現状をHP、学校便り等で伝えていく
- □ インターネットやSNSの利用実態から適切な教育を推進
- □ 地域連携（交通安全見守り等）で安全な学校生活

魅力ある授業

- □ 学びたいことを追究することができる時間の設定
- □ 多様な意見を出し合い認め合う授業づくり
- □ 「できた」の声から新たな疑問が湧き上がる授業を
- □ 地域連携（授業ボランティア等）で確かな見届けをする
- □ 朝、基礎と読書の時間を設定し、落ち着いた1日を

豊かな心が育つ取組

- □ あいさつから始まる関係づくりを進める
- □ 浜風活動で異学年との交流から豊かな心を育む
- □ 地域との連携（放課後子供教室等）で豊かな体験を
- □ 道徳の授業で豊かな心情を育む
- □ 学校生活に、個々が活躍できる場面を設定し、自己有用感を高めていく

「いじめ防止対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- □ 児童とのあたたかい関係づくり
- □ 学校職員と保護者、地域との強い連携
- □ 発言、表情、行動等丁寧な児童観察

↓

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- □ 判断は一人ではしない（学年、生徒指導主任等への報告、協議し対応方針を決定）
- □ 管理職へ迅速に報告し、対応を決定する（情報提供者に配慮）

↓

関係児童からの事実確認

- □ 複数で対応する（1対1の場面としない）
- □ 個別に共感的に聞き、事実をつかむ

↓

「いじめ防止対策委員会」において対応方針の決定

- □ 決定した対応方針を全職員で共通理解する
- □ いじめの要因をていねいに探り、取り除くためのチーム編成

↓

関係機関と連携

- □ 市教委、警察、児童相談所、少年サポートセンター、こども家庭センター等と連携
- □ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、心理的ケアを行う

いじめられた児童に

- □ 心身によりそうこと（カウンセリング等）
- □ 保護者の考えを受け止め応えていく姿勢

いじめた児童に

- □ 許されないことであることを指導
- □ 保護者と共に謝罪や今後を考える

重大事態としての捉えでは専門員の派遣及び学校運営協議会への報告、状況により保護者への説明会の開催

↓

他の児童への指導 継続観察・指導と対応の見直し

- □ 当該児童だけでなく、いじめをなくしていく集団として高まる指導を行う

↓

いじめの解消

- □ 学校評価アンケートで検証
- □ 経過の観察と確認
- □ 次年度等引き継ぎと共有

いじめ早期発見のための取組

共感的な関係づくり

- □ 児童の個性を尊重し、相手の立場に立った人間味ある温かい指導を行う
- □ 日頃から児童一人一人とのふれあいを大切にする

校内連携体制の充実

- □ いじめ防止対策年間計画を作成し、全職員が共通理解をして指導にあたる
- □ 学級担任や養護教諭、専科教員は小さなサインに気づくことで情報交換と共有に努める
- □ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協力体制を整える
- □ 児童理解研修を実施し配慮すべきことを更新する
- □ いじめ防止に向けた研修会を定期的に実施する

アンケート調査の実施

- □ 心のアンケートと共にいじめアンケートを定期的に実施し実態把握に努める

保護者との連携

- □ 保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見抜き、早期に対応する
- □ 学校評価であがった保護者からの意見を次年度の学校経営につなげていく